

亀山市告示第 6 5 号

亀山市放置自転車等の適正な移動等に関する要綱（平成 2 6 年亀山市告示第 1 3 7 号）第 5 条第 3 項の規定により放置自転車等を保管したので、同告示第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該放置自転車等の利用者等は、亀山市産業建設部用地管理課に申し出ること。

令和元年 9 月 3 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

第 1

- 1 放置自転車等の型式 自転車（型式不明）
- 2 車体番号 A 1 6 A 1 6 1 5 5 5
- 3 保管場所 亀山市野村町 3 7 番地 3 土木資材倉庫
- 4 保管期間 令和元年 9 月 2 0 日から同年 1 2 月 2 7 日まで
- 5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。
- 6 その他の事項
 - （ 1 ） 色 銀
 - （ 2 ） 防犯登録 三重県警察 2 6 - K - 0 8 1 3 8

第 2

- 1 放置自転車等の型式 原動機付自転車（型式不明）
- 2 車体番号 C A 4 5 A - 2 1 8 9 5 3
- 3 保管場所 亀山市野村町 3 7 番地 3 土木資材倉庫
- 4 保管期間 令和元年 9 月 2 7 日から同年 1 2 月 2 7 日まで
- 5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。
- 6 その他の事項 色 黒

第 3

- 1 放置自転車等の型式 原動機付自転車（型式不明）

- 2 車体番号 C A 1 P A - 2 4 2 4 7 9
- 3 保管場所 亀山市野村町 3 7 番地 3 土木資材倉庫
- 4 保管期間 令和元年 9 月 2 7 日から同年 1 2 月 2 7 日まで
- 5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。
- 6 その他の事項
 - (1) 色 青・黒
 - (2) 標識番号 鈴鹿市 む 2 9 7 3